

廃棄物減量推進事業補助金 申請時提出書類確認表

必要書類	注意事項	チェック
補助金交付申請書(1号)	○補助申請額は記入しないでください。 なお、押印は不要です。	
見積書(写しでも可)	○図面と見積書の数量に誤りはないか、金額等の積算に誤りはないか確認してください。	
設置場所案内図	○どの場所に設置するか確認できる案内図を提出してください。	
設置場所現況写真	○設置場所の現況写真を添付してください。 遠景・近景で各1枚以上、写真中の設置する箇所を枠で囲み明示してください。	
設計図・仕様書(写しでも可)	○使用材料の種類、完成時のサイズ等が確認でき、かつ、縮尺割合が記入されているものを提出してください。製品購入の場合はカタログで可。	
町税納付確認同意書 ※ 個人申請の場合必要	○町税の納付状況を確認するためのものです。 滞納がある場合は許可できません。	
設置同意書 ※ <u>資源物保管庫・生ごみ回収用保管庫</u> の場合必要	○設置場所(土地)の所有者の同意書を提出してください。 なお、設置に際して道路部にかかる場合は、道路占用許可書の写しも必要になります。	
設置場所見取図 ※ <u>資源物保管庫</u> の場合必要	○敷地に対して、どのように保管庫を設置するか確認できる見取り図を提出してください。	

- その他 ① 本制度はあくまでも補助金です。申請前に購入したものは対象になりませんのでご注意ください。
- ② 補助金の額は、設置後に提出していただく実績報告書を精査のうえ確定となります。支払いの際にポイント等を利用した場合、ポイントを除いた額が補助の対象額となりますのでご注意ください。

廃棄物減量推進補助金 概要

別表第一（第三条関係）

事業名	項目	補助の要件	補助額
ごみ自己処理施設設置事業	生ごみ処理容器設置事業（コンポスト）	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する個人で町税の滞納がない者 ・1世帯2個以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・購入価格の1/2 (100円未満の端数切捨て) ・限度額 1個3,000円
	生ごみ処理密閉容器設置事業（EMボカシ用）	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する個人で町税の滞納がない者 ・1世帯4個以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・購入価格の1/2 (100円未満の端数切捨て) ・限度額 1個1,000円
	電動式生ごみ処理機設置事業	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する個人で町税の滞納がない者 ・1世帯1台 	<ul style="list-style-type: none"> ・購入価格の1/3 (100円未満の端数切捨て) ・限度額 1台20,000円
資源物保管庫設置事業	資源物保管庫設置事業	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の各集落とし、原則として50戸当たり1棟。 ・土地所有者の同意が得られること。 ・交差点や歩道から距離が保たれていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・購入価格の3/4 (100円未満の端数は切り捨て) ・限度額 1棟150,000円
	生ごみ回収用保管庫設置事業	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭生ごみ拠点回収を実施する町内の各集落 ・土地所有者の同意が得られること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・購入価格の10/10 (100円未満の端数切捨て) ・限度額 1基60,000円
ごみステーションネット設置事業	ごみステーションネット設置事業	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の各集落とし、原則として各ステーションに1枚とする。 ・ネットの周囲には、重りが編み込んであること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・購入価格の3/4 (100円未満の端数切捨て) ・限度額 1枚3,000円

別表第二（第八条関係）

財産・物品の種類	処分の制限を受ける期間
生ごみ処理容器（コンポスト）	3年
生ごみ処理密閉容器（EMボカシ用）	3年
電動式生ごみ処理機	5年
資源物保管庫	10年
生ごみ回収用保管庫	5年
ごみステーションネット	5年